

# 認知症高齢者グループホームさんりく運営規程

〔平成15年9月17日  
規程第76号〕

改正 平成17年10月26日規程第88号 平成20年5月26日規程第104号 平成26年3月22日規程第137号  
平成18年3月24日規程第91号 平成24年3月27日規程第128号 令和5年11月29日規程第178号

(事業の目的)

**第1条** 社会福祉法人三陸福祉会が設置運営するグループホームさんりく（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業等（以下「事業」という。）は認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援し、要介護者と家族の身体的並びに精神的な負担の軽減を図るため、利用者の立場で在宅サービスの提供を行い、適切な事業の運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** グループホームは、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。

- 2 グループホームは、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 グループホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

**第3条** 事業の名称は、次のとおりとする。

名 称 認知症高齢者グループホームさんりく

(事業所の所在地)

**第4条** 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通91番地

(実施主体)

**第5条** 本事業所の実施主体は、次のとおりとする。

社会福祉法人三陸福祉会

(従業者の職種、員数、及び職務の内容)

**第6条** 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、職員に運営基準を順守させるための指揮命令を行う。

(2) 事務員 2名 (兼務)

事務員は、認知症対応型共同生活介護事業についての会計管理、介護報酬請求管理及び庶務事項等を行う他、各部門との連絡業務を行う。

(3) 計画作成担当者 1名 (兼務)

計画作成担当者は、利用者に提供するサービス計画の作成及びその管理を行う。

(4) 介護職員 6.5名以上 (兼務)

介護職員は、利用者に対し常に心身の状況を的確に把握し、サービス計画に基づいて適切な介助を行う。

(5) 看護師 1名 (兼務)

看護師は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のため適切な措置を採らなければならない。

(利用者の定員)

**第7条** 認知症対応型共同生活介護事業所の定員を9名とする。

(利用手続きの説明及び同意)

**第8条** 当事業者のサービスの提供の開始に際しては、利用者又はその家族と事業者は、「認知症対応型共同生活介護」利用契約書を別紙様式第1号により作成し契約の締結を行うものとする。

2 前項の契約書を作成する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、その他契約に有する「重要事項説明書」を交付し説明を行い利用者の同意を得た事を確認するため、「重要事項説明書」に利用者又は代理人が記名押印をしなければならない。

3 事業所は、利用者の利用に際しては、主治医の健康診断書又は証明書等に基づき、

その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画)

**第9条** 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者の協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成する。

- 2 事業者は、介護計画作成においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画を変更する。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができる。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益とする場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行う。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明する。

(介護サービスの内容)

**第10条** 事業者は、利用者に対して次により各種サービスを提供する。

(1) 清潔保持

利用者の希望に応じ入浴、または利用者の健康状態により清拭等を行わなければならない。

(2) 日常生活動作援助

サービス提供職員は、離就床、更衣、整容、排泄、移動、食事摂取、その他利用者が必要とする日常生活上の世話を、認知症対応型共同生活介護計画に従って適切に行わなければならない。

(3) 食事

利用者に1日3回の給食をとるものとする。給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失を避け、消化吸収の実をあげるように努めなければならない。

(4) 健康管理

サービス提供職員は、常に利用者の健康に留意し、異常の早期発見に努めなければならない。また、サービス提供職員は、利用者が負傷又は病気にかかった場合は速やかに身元引受人に連絡し、対応を協議しなければならない。

(5) 機能訓練

サービス提供職員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、または維持のための機能訓練を行わなければならない。

(6) 相談・援助

サービス提供職員は、常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

(7) 送迎

利用者、またはその家族が希望した場合、送迎を利用できる。

(8) レクリエーション

管理者は、施設内に随時使用できる教養娯楽設備等を設け、適宜にレクリエーション行事を行わなければならない。

(医療上の必要への対応)

**第11条** 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるように支援する。

2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにする。

3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携を図る。

(認知症対応型共同生活介護の利用料)

**第12条** 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) おむつ代	実費
(2) 光熱水費	500円/日
(3) 維持管理費	500円/日
(4) 教養娯楽費、日用品費	100円/日
(5) 全各号に掲げるものの他、認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用	実費

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族

に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

- 3 利用料の支払いは、現金又は各金融機関口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（入退所）

### 第13条 利用受け入れ

本事業所は、正当な理由なくして利用者を拒んではならない。また、サービス提供に関しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得なければならない。

#### 2 継続的なサービス

本事業所は、居宅介護支援事業者、その他保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健、医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

#### 3 次の場合は、退所とする。

- (1) 利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援と認定されたとき
- (2) 利用者が退所を申し出たとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者が入院したとき
- (5) 利用者が入院加療や継続的な治療が必要な状態となり、サービスの提供が困難となった場合
- (6) 利用者が正当な理由なくサービスの提供に従わない場合
- (7) 偽りその他不正な行為により保険給付を受けようとした場合
- (8) 施設内で禁止された行為を繰り返し行い、他の利用者及び施設運営に際し、多大な損害を与えた場合

（利用者の留意事項）

### 第14条 外出

利用者が外出しようとするときは、その都度外出先、用件、帰園予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

#### 2 面会

利用者が外来者と面会しようとするときは、そのあらかじめ指定された場所において面会するものとする。

### 3 健康保持及び身体機能の低下防止

利用者は自らの健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。また、そのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。

### 4 身上変更届出

利用者及び利用申請者は、その心情に関する必要な事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

### 5 施設内禁止行為

利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) 他の利用者と喧嘩若しくは口論をすること
- (3) テレビ、ラジオ、楽器等の音を異常に大きくし、または大声で騒ぐ等、静穏を乱し、他の利用者に迷惑をかけること
- (4) 指定した場所以外で喫煙すること
- (5) 金額または物品によって賭け事をする事
- (6) 施設が持ち込みを制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと
- (7) 故意に施設に若しくはその物品に損害を与え、またはこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと
- (8) 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (9) 無断で備品の位置または形状を変えること

(秘密保持)

**第15条** 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

**第16条** 提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者への設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

**第17条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次

の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

**第18条** 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域との連携など）

**第19条** 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当

該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

**第20条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

**第21条** 本事業所は、サービスの提供にあたり、利用者に事故が発生した場合には、その損失の程度により損害賠償を行う。また、利用者が、施設、設備等に損害を与えた場合には、原状復帰または損害を賠償しなければならない。

(衛生管理)

**第22条** 認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

**第23条** 認知症対応型共同生活介護サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害等)

**第24条** 認知症対応型共同生活介護サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(ハラスメント対策)

**第25条** 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(認知症基礎研修受講)

**第26条** 事業所は、全ての認知症対応型共同生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修採用後1か月以内

(2) 段階別研修随時

(その他運営についての留意事項)

**第27条** 事業者等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを掲示する。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則 (平成15年9月17日規程第76号)

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日規程第88号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規程第91号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月26日規程第104号）

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月27日規程第128号）

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月22日規程第137号）

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月29日規程第178号）

この規程は、令和6年4月1日から適用する。